Ⅱ　損益外減損損失相当額			274,718,860
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			△ 149,538,007
Ⅳ　機会費用			
政府出資等の機会費用	818,070,430		818,070,430
Ⅴ　（控除）不要財産に係る国庫納付額			△ 308,401,475
Ⅵ　行政サービス実施コスト			△ 1,095,244,511

重要な会計方針

	当事業年度から、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会等　改訂平成22年10月25日）を適用しております。
⑴　固定資産の減価償却の方法	
①　有形固定資産	定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　７年～50年 構築物　　７年～60年 機械装置　６年～10年
②　無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑵　引当金の計上基準	
①　賞与引当金	役職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
②　退職給付引当金	役職員の退職給付に備えるため、役員については、独立行政法人造幣局役員退職手当規程に基づく期末要支給額を、また職員については、当該事業年度末における退職給付債務及び退職共済年金に係る整理資源及び恩給負担金に係る債務を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。ただし、平成21年に財政再計算が行われたことにより生じた整理資源に係る退職給付引当金の差額については、財政再計算の期間（５年）に合わせて償却しております。
③　環境安全対策引当金	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって処理することが義務づけられているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に充てるため、保管中であるポリ塩化ビフェニル廃棄物について、日本環境安全事業株式会社から公表されている処理単価等に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。
⑶　有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。
⑷　たな卸資産の評価基準及び評価方法	平均原価法による低価法を採用しております。
⑸　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法	
政府出資等の機会費用の計算に使用した利率	10年利付国債の平成23年３月末利回りを参考に1.255％で計算しております。
⑹　消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
⑺　会計処理の変更	
資産除去債務に係る会計処理	「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会等　平成22年３月30日）に基づき「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（改訂　平成22年３月30日）の適用（ただし、「独立行政法人会計基準」第80の規定を除く）が、当事業年度からであることから、「資産除去債務に係る会計処理」を適用しております。 なお、この変更により当事業年度の当期純利益及び当期総利益がそれぞれ41,100,000円減少しております。

（注記事項）

固定資産の減損関係

⑴　減損を認識した固定資産

①　固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

施設名	用途	種類	場所	帳簿価額（減損前）	損益外減損損失	帳簿価額（減損後）
旧伊東分室	—	土地	静岡県伊東市松原	66,500,000円	16,600,000円	49,900,000円
旧宮島分室			広島県廿日市市宮島町	40,500,000円	4,900,000円	35,600,000円
四条畷宿舎	職員の宿舎	建物	大阪府四條畷市中野新町	89,438,258円	89,438,228円	30円
		土地		552,325,107円	23,325,107円	529,000,000円
枚方宿舎１号棟		建物	大阪府枚方市香里ヶ丘	51,860,764円	51,860,743円	21円
枚方宿舎		土地		390,007,000円	66,007,000円	324,000,000円
東京支局・独身寮（千早寮）		土地	東京都豊島区千早	208,000,000円	—	208,000,000円
広島支局・庁舎分室（観音寮）	役職員の宿泊施設	建物	広島県広島市佐伯区坪井	22,587,797円	22,587,782円	15円

㈱　四条畷宿舎（建物）及び枚方宿舎１号棟については、帳簿価額（減損前）は廃止時の帳簿価額。

②　減損の認識に至った経緯等

旧分室は、役職員の福利厚生施設として保有していたものですが、平成20年度末をもって廃止し、将来の利用が想定されないことから、減損の兆候が認められます。土地の回収可能サービス価額の算定に当たっては、正味売却価額を採用し、外部専門家による評価額とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上いたしました。